

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 四三
- 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 四三
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 四三
- 生活保護法による医療扶助のための施術者を指定した件 四三
- 生活保護法による指定を受けた施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった件 四三
- 生活保護法による指定介護機関の指定を取り消した件 四三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 四三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 四三
- 道路の区域を変更する件二件 四三

公 告

- 道路の供用を開始する件 四三
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 四四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件 四四
- 随意契約の相手方を決定した件 四四
- 指定居宅サービス事業者の指定を取り消した件 四四
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件 四四
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を廃止した旨届出があった件 四五
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件 四五
- 平成十九年度福島県病院局有休任期付職員(看護及び助産)採用候補者登録試験を実施する件 四五

告 示

福島県告示第四百十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年六月五日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
十字在宅医療クリニック	福島市旭町九―七サンライズマンション二階I・J	平成一九年四月二日
白河市表郷クリニック	白河市表郷金山字長者久保二―五	同 年 一月二四日
水野耳鼻咽喉科医院	同 市一番町二九	同 年 二月一日
かんのキッズクリニック	南相馬市原町区北町二七七―一	同 年 四月一日
おのだ内科クリニック	同 市原町区大町一丁目三	同 年 五月七日
猪苗代町立猪苗代病院	耶麻郡猪苗代町大字千代田字中島二六―二	同 年 四月一日
医療法人清扶会星医院	河沼郡会津坂下町字市中二番甲三六〇―二	同 年 同 日
三春町立三春病院	田村郡三春町字六升蒔五〇	同 年 同 日
河田歯科医院	南相馬市原町区栄町三一六五	同 年 同 日
医療法人育慈会いわしなクリニク	西白河郡西郷村大字米字西原三一五	同 年 二月二日
ゆき歯科クリニック	双葉郡双葉町大字長塚字町西六一―三	同 年 五月九日
あい山鹿薬局	会津若松市山鹿町四―二五	同 年 五月二日
そうごう薬局相馬店	相馬市大曲字大毛内七七―五	同 年 五月一日

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第四百十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成十九年六月五日

福島県知事 佐藤雄平

名	称	所 在 地
変更前	アイランド薬局西口	福島市三河南町七―八
変更後	アイル薬局西口店	

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第四百十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成十九年六月五日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	所 在 地	廃止年月日
白河市国民健康保険表郷ク リニック	白河市表郷金山字竹ノ内五三	平成一九年 一月二三日
水野耳鼻咽喉科医院	同 市一番町二九	同 年 二月一四日
医療法人昨雲会飯塚病院附 属熱塩加納診療所	喜多方市熱塩加納町米岡字下平乙六〇九	同 年 四月一日
小野田内科胃腸科	南相馬市原町区東町一丁目七二一一	同 年 五月六日
かんのキッズクリニック	同 市原町区北町二七七一一	同 年 三月三一日
福島県立猪苗代病院 医療法人星医院	耶麻郡猪苗代町大字千代田字中島二六一二	同
福島県立三春病院	河沼郡会津坂下町字市中二番甲三六〇二	同
河田歯科医院	田村郡三春町字六升時五〇	同
保木間薬局福島店	南相馬市原町区栄町三一六四	同
	福島市曾根田町七一〇パティオ東信一〇	同 年 四月五日
	B 会津若松市山鹿町四一二五	同 年 三月三一日
ひかり薬局会津若松	伊達郡川俣町大字鶴沢字川端二四一一一	同
コスモ調剤薬局川俣店 本郷薬局	大沼郡会津美里町字川原町北甲一七五三一二	同 年 月一日

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第四百十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。
平成十九年六月五日

氏名 住 所 施術所名 施術所の所在地 指定年月日
福島県知事 佐藤 雄平

福島県告示第四百二十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第五十条の二の規定により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった。
平成十九年六月五日

福島県知事 佐藤 雄平

塩田 剛	氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
				変 更 前	変 更 後
		福島市南沢又字 四辻一六一四	しおた接骨院	福島市南沢又字 前田五一一七	福島市南沢又字 四辻二二一一五

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第四百二十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項で準用する第五十一条第二項の規定により、次の指定介護機関の指定を取り消した。
平成十九年六月五日

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定の取消 しの年月日
まつえ整形外科 訪問介護事業所	福島県田村市船引 町東部台三丁目七 三番地フロラエ ス一〇二	医療法人ひまわり会	福島県田村市船 引町船引字源次	平成一九年 五月二九日

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第四百二十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年六月五日から同年七月五日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働グループ及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

阿部 雅宣 会津若松市門田町御山 平成一九年
四月一六日
山字村下二九七一五 骨院 字村下二九七一五
(生活福祉領域地域福祉グループ)

平成十九年六月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島駅西口ショッピングセンター 福島市公事田六一七ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第四百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、鮫川堰土地改良区から平成十九年四月十日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年五月二十九日認可した。

平成十九年六月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第四百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、榎葉町土地改良区から平成十九年五月二十一日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年五月二十九日認可した。

平成十九年六月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第四百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県北建設事務所で平成十九年六月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年六月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道二本 松川俣線	二本松市油井字洪井二 〇八番地先から 同 市油井字河窪三	変更前 A	七・四〆 一七・八	二四七・〇 二四七・〇

七番二地先まで

変更後

B

五五・〇
九・〇〆
四四・〇

四二五・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第四百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成十九年六月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年六月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更後	八・五〆 一〇・七	一四一・五

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第四百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成十九年六月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年六月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二一八号	会津若松市大戸町石村二七番地先から 同 市門田町大字面川字館堀二二五番地 先まで	平成一九年 六月五日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第四百二十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成十九年五月二十五日次のとおり指定した。
平成十九年六月五日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
行政書士法人 田村郡三春町大字 平成一九年五月二五日から平 住所地に同じ
新田事務所 山田字戸之内一七 成二四年三月三一日まで
三番地

(出納局公金管理グループ)

公 告

公告第三百二十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五條第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成十九年六月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成十九年五月二十二日
- 二 名称
特定非営利活動法人まごころサービス国見センター
- 三 代表者の氏名
佐藤 金一
- 四 主たる事務所の所在地
福島県伊達郡国見町大字藤田字南五十四番地の二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者・障害者をはじめとした不特定かつ多数の人に対して、訪問介護などの事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。
(文化領域県民文化グループ)

公告第三百二十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五條第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成十九年六月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成十九年五月二十二日

二 名称
NPO法人ふれあいの郷だて

三 代表者の氏名
渡邊 忠利

四 主たる事務所の所在地
福島県伊達市杵形十五番地七

五 定款に記載された目的
この法人は、高齢化社会と少子化及び核家族化による諸課題を抱えている住民に対し、高齢者の支援、高齢者施設建設及び運営等の高齢者福祉事業、世代交流や環境整備等の地域づくりに関する事業およびNPO活動基盤づくりや行政各種団体とのパートナーシップを確立する事業を行い、市民参加型のまちづくりを進め社会発展に寄与することを目的とする。
(文化領域県民文化グループ)

公告第328号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の1第1項の規定により公告する。
平成19年6月5日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地
福島県生活環境部県民安全領域災害対策グループ 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年3月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社福島支店 福島県福島市本町5番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
73,867,500円
- 6 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(県民安全領域災害対策グループ)

公告第三百二十九号

介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次の指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。
 平成十九年六月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	指定の取消の年月日	サービスの種類
指定訪問介護事業所まっせ整形外科学訪問介護事業所	福島県田村市船引町東部台三丁目七三番地フロラエス一〇二	医療法人ひまわり会	福島県田村市船引町船引字源次郎一二五番地三二	平成一九年五月二九日	訪問介護

（生活福祉領域指導監査グループ）

公告第三百三十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。
 平成十九年六月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
竹田にこにこヘルパーステーション	会津若松市山鹿町三二七	財団法人竹田綜合病院	福島県会津若松市山鹿町三二七	平成一九年六月一日	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

（自立支援領域障がい者支援グループ）

公告第三百三十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る次に掲げる障害福祉サービスを廃止した旨届出があつた。
 平成十九年六月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
株式会社コムスнтаいらケアセンター	いわき市小島町二一六	株式会社コムス	東京都港区六本木六一〇一	平成一九年五月一日	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

（自立支援領域障がい者支援グループ）

公告第三百三十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。
 平成十九年六月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

名称	所在地	指定年月日	自立支援医療の種類	指定する診療科名	主として担当する医師又は歯科医師
めぐみ薬局	白河市六反山一〇一二六	平成一九年五月一日	育成医療 更生医療	調剤	古川 浩三
独立行政法人国立病院機構福島病院	須賀川市芦田塚一三	平成一九年六月一日	更正医療	整形外科	郎

（自立支援領域障がい者支援グループ）

福島県病院局

公告第3号

平成19年度福島県病院局育休任期付職員（看護及び助産）採用候補者登録試験を次のとおり実施します。

平成19年 6 月 5 日

福島県病院事業管理者 茂 田 士 郎

- 1 試験を実施する職種
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定による任期を定めて採用する職
- 2 登録予定人員
看護 30名程度
助産 3名程度
- 3 試験期日
平成19年 7 月 8 日（日）
- 4 受験申込受付期間
平成19年 6 月 6 日（水）から同年 7 月 2 日（月）まで
- 5 受付窓口及び問い合わせ先
福島県病院局管理グループ（福島市中町 8 番 2 号 電話（024）521-7226）
（管理グループ）